

採石法に基づく承認申請に対する処理状況

事件番号	件名	決定申請人	処分庁	処分庁への決定申請日	聴聞会開催日	承認申請日	申請内容	申請理由の要旨	回答日	回答の内容	その後の状況
公調委平成15年(承)第1号	採石権の設定に関する中部経済産業局長の決定の承認	A社	中部経済産業局長	平成14年10月3日	平成15年2月18日	平成15年12月9日	申請の棄却	申請地の過半を占める石川県所有の土地は、行政財産となっている。 能登地方の岩石の供給料は、今後想定される需要に対し十分な量が確保されており、直ちに強制設定を行わなければならない合理的な事由や緊急性は認められない。 申請人は、今後計画している年間出荷量の約11年分相当を確保していること。	平成16年2月25日	承認	<a href="#">平成16年5月24日裁定申請(平成16年(フ)第4号)</a> <a href="#">平成16年12月14日棄却</a>
公調委平成20年(承)第1号	採石権存続期間更新に関する中国経済産業局長採石法第28条決定承認申請	B社	中国経済産業局長	平成20年1月9日	平成20年2月20日	平成20年2月28日	申請の棄却	採石権の再設定に関する協議が行われていない。 採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がなく、本件申請地以外における供給が可能な状況にある。	平成20年4月8日	承認	<a href="#">平成20年6月5日裁定申請(平成20年(フ)第1号)</a> <a href="#">平成20年12月24日棄却</a>
公調委平成30年(承)第1号	採石権存続期間更新に関する中国経済産業局長採石法第28条決定承認申請	C社	中国経済産業局長	平成30年8月2日	平成30年9月20日	平成30年10月11日	申請の棄却	碎石出荷動向、碎石生産余力等を検証したところ、岩石資源が不足する蓋然性は認められない。 申請地の所有者は採石以外の具体的な土地利用の構想があると説明しており、採石権の更新が土地所有権の制限にならないとは認められない。	平成30年12月7日	承認	<a href="#">平成31年3月14日裁定申請(平成31年(フ)第1号)</a> <a href="#">令和元年10月23日棄却</a>
公調委令和3年(承)第1号	採石権設定に関する九州経済産業局長採石法第12条決定承認申請	D社	九州経済産業局長	令和2年2月28日	令和2年12月23日	令和3年11月24日	申請の棄却	申請地と同種の砂岩は鹿児島県に広く賦存していること、同局において需給調査を実施したところ、想定される需要については既存の採石場の採取岩石で十分まかなえること等から、採石権の強制設定による砂岩の採取について、土地所有権を制限することによる土地所有者の被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは現時点で認められない。	令和4年3月30日	承認	—
公調委令和7年(承)第1号	採石権設定に関する四国経済産業局長採石法第12条決定承認申請	E社	四国経済産業局長	令和6年9月24日	令和7年3月4日	令和7年9月29日	申請の棄却	石材の採取・生産及び需要は全国、四国地域及び香川県でいずれも減少傾向であり、岩石の需給のひっ迫が生じる状況にない。また、香川県には生産余力があり、申請人に直ちに採石権の強制設定がなされなければ、現在又は近い将来の岩石の供給が確保し得ない状況になるとは考え難いから、「土地の所有権を制限してでも岩石を確保することが社会公共の利益の観点から必要である」とは認められない。	令和8年1月14日	承認	—